

# ○金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程

(平成16年4月1日規程第31号)

改正

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 授業料の免除(第6条・第7条)
- 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納(第8条・第9条)
- 第4章 免除等の取消し(第10条・第11条)
- 第5章 雑則(第12条)
- 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第76条第1項の規定に基づき、本学の学部、学域、国際基幹教育院総合教育部、大学院、及び別科の学生(科目等履修生、研究生等を除く。)の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)について必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 授業料の免除等を受けようとする者(第8条第1項第2号に該当する場合は、本人に代わる者とする。)は、所定の様式により、学長に申請するものとする。ただし、申請に係る学期の開始前6月以内に学則第70条の規定により懲戒を受けた者は、申請することができない。

(免除等)

第3条 授業料の免除等は、提出された書類に基づき、金沢大学教育企画会議(以下「教育企画会議」という。)の議を経て、学長が許可する。

(選考の基準)

第4条 授業料の免除等の選考基準に係る細則は、別に定める。

(申請中の取扱い)

第5条 授業料の免除等の申請者に係る授業料は、当該申請を許可し、又は不許可とするまでの間、徴収を猶予する。ただし、その期間中に退学する場合は、当該期の授業料を納付しなければならない。

2 授業料の免除等の申請者が、前項の期間中に学則第70条の規定により懲戒を受けた場合は、当該申請を無効とする。

## 第2章 授業料の免除

(対象者)

第6条 授業料の免除は、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合に行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

3 前2項に定めるもののほか、独立行政法人日本学生支援機構における給付型奨学金制度の適用を受ける場合は、当該適用を受ける期分の授業料を免除することができる。

(免除の額)

第7条 免除の額は、各期分の授業料について、その全額、半額又は一部とする。ただし、前条第3項の規定による免除額は、各期分の授業料の全額とする。

### 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第8条 授業料の徴収猶予は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 授業料の徴収猶予期限は、前期分については9月30日、後期分については3月31日までとする。

3 第1項の規定により、授業料を徴収猶予された者が、その徴収猶予期間中に退学した場合は、月割計算により退学した月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(月割分納)

第9条 授業料の月割分納は、前条第1項の各号の一に該当する場合に行うことができる。

2 授業料の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、納付期限は毎月の末日までとする。ただし、休業期間中における月割分納により納付すべき授業料は、休業期間の開始前に納付しなければならない。

3 前条第3項の規定は、月割分納について準用する。

#### 第4章 免除等の取消し

(免除等の取消し)

第10条 授業料の免除等を許可された者は、授業料の免除等の措置を受ける理由が消滅したときには、速やかにその理由を付して、学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出に基づき、授業料の免除等を取り消すものとする。

3 前項の規定により、授業料の免除を取り消された者は、免除された授業料の額を当該期の月数で除した額に取消しの日の属する月からその期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を取消しの日の属する月に納付しなければならない。

4 第2項の規定により、徴収猶予又は月割分納を取り消された者は、未納の授業料の全額を取消しの日の属する月に納付しなければならない。

(免除等の取消処分)

第11条 授業料の免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、教育企画会議の議を経て、学長はその許可を取り消すものとする。

(1) 申請の書類等に虚偽の事実があることが判明した場合

(2) 許可に係る学期中に学則第70条の規定により懲戒を受けた場合

2 前項の規定により、授業料の免除等の取消処分を受けた者は、免除若しくは徴収猶予された授業料の全額又は月割分納による未納の授業料の全額を取消しの日の属する月に納付しなければならない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。